

国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 国税の納税に関する証明書において証明する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余额、内国法人に係る課税標準国内最低課税額、外国法人に係る課税標準国際最低課税残余额及び外国法人に係る課税標準国内最低課税額を加えることとする。(第41条関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととする。
- 3 この政令は、令和8年4月1日から施行することとする。(附則関係)